

第 18 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 6 年 12 月 26 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 6年 12月26日(金) 15時30分～16時36分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
- 日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第6 報告第5号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
- 日程第7 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
- 日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件
- 日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第11 議案第5号 現況証明願いの件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 堀井 和宏	17番 横溝 勲

●欠席委員

16番 道下 勇治

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

●議事録署名委員

7番 山川 直孝 8番 小林 幸雄

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、7番 山川委員、8番 小林委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上美生5線、公簿・現況地目とも畑、面積2,423㎡です。本申請は、遺贈による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題とします。それでは、番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室北3線外2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積10,604㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和6年11月26日に許可しています。

【番号2番】土地の所在は、芽室町中美生4線、公簿・現況地目とも畑、面積19,556㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和6年11月26日に許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、土屋現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。農地等一時転用許可に係る復元状況調査の件。先に許可されました一時転用について、期間満了もしくは事業完了に伴い、復元状況の現地調査を実施したので報告する。12月13日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、盛田委員、栗野委員、道下委員、そして私土屋、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より調査内容の説明を受け、担当委員から補足説明があった後、現地調査を行いました。調査の結果、番号1番、番号2番について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、土屋現地調査委員長より報告がありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。それでは、鳥本あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。12月26日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、野澤委員、高橋委員、道下委員、横溝委員、そして私鳥本、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号3番は売買でのあっせん成立、番号1番、番号2番、番号4番は賃貸借でのあっせん成立となりました。また、番号5番については、資金調達等に時間を要するためあっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、鳥本あっせん委員長より説明のありました報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 報告第5号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 報告第5号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせ

ん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第5号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北伏古南6線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積15,376㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

○議長（島部会長） ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

●日程第7 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番から番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畑、面積29,223㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年11月22日、土地の引渡しの時期は令和6年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畑、面積14,658㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年11月22日、土地の引渡しの時期は令和6年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積52,592㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年11月22日、土地の引渡しの時期は令和6年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号4番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畑、面積5,895㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年11月22日、土地の引渡しの時期は令和6年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号5番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畑、面積15,460㎡

です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年11月22日、土地の引渡しの時期は令和6年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号6番】土地の所在は、芽室町東芽室南6線、公簿・現況地目とも畑、面積29,789㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年11月20日、土地の引渡しの時期は令和6年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号4番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号5番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号6番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西士狩北2線、公簿・現況地目とも畑、面積96㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約5km、西士狩地区です。町有地の払い下げの農地であり、譲受人の隣接地であることから、問題のない案件と思われまます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町西士狩北2線、公簿・現況地目とも畑、面積37㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、芽室大橋付近の西士狩地区です。町有地払い下げの農地であり、周辺地域への影響がないため、問題のない案件と思われまます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号3番】土地の所在は、芽室町洪山7線外合計38筆、公簿・現況地目

とも畑、合計面積442,044㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番（平林委員） 2番平林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。借人は、農業に従事して14年が経過し、今では主力として農業に従事しています。また、地区部落集会にも参加し、来年度は部落会長を営まれる予定です。親から子への使用貸借であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号4番】土地の所在は、芽室町北伏古南10線外合計22筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積311,973㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 野澤委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。先日、現地確認を行いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、農業に従事して8年が経過し、今では家族経営の中心的な役割を果たしています。また、青年部活動や生産組合の役員を務めています。周辺地域からの理解も得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので番号5番から番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号5番】土地の所在は、芽室町美生2線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積128,746㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号6番】土地の所在は、芽室町美生2線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積80,

985㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号7番】土地の所在は、芽室町中美生3線、公簿・現況地目とも畑、面積18,581㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。先日、本人から話を伺いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、農業に従事して12年が経過し、地域の役割も果たしております。また、町内の食育活動も積極的に参加していることから、問題のない案件とと思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番から番号7番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号8番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号8番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計15筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積283,969㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本案件は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借となります。申請地は、博進神社北側です。借人は、農業に従事して15年が経過しており、家族経営の中心的な役割を果たしています。また、周辺地域への影響がないため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号9番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） **【番号9番】**土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計12筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積275,106㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本案件は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借となります。申請地は、旧JAめむろ坂の上店から南東へ約2kmの農地です。借人は、農業に従事して15年経過しており、家族経営の中心的な役割を果たしています。また、周辺地域への影響がないため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号9番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号9番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号10番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） **【番号10番】**土地の所在は、芽室町芽室南1線外合計29筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積313,670㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、本人から話を伺いました。借人は、農業に従事して20年以上経過しています。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借であり、周辺地域への影響がないため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号10番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号10番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号11番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号11番】土地の所在は、芽室町芽室基線外合計20筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積287,820㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、本人から話を伺いました。借人は、農業に従事して18年以上経過しており、愛菜屋などにも商品を出荷している堅実な農家です。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借であり、周辺地域への影響がないため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号11番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号11番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号12番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号12番】土地の所在は、芽室町上芽室東外合計18筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積372,302㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認を行いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、農業に従事して20年以上経過しており、地域の中心的な役割を果たしています。また、周辺地域への影響がないため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号12番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号12番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号12番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号13番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号13番】土地の所在は、芽室町栄1線外合計26筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積256,886㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 松久委員より

現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番(松久委員) 10番松久です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、親から子の配偶者への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、農業に従事して24年以上経過しており、11月に認定農業者の取得もしております。借人の子も就農歴2年ですが、やる気のあつたしっかりした農業者であるため、問題のない案件と思われまふ。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号13番について、ご意見・ご質問はありまふせんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で、質疑を終わります。ついで採決を行います。番号13番について、原案のとおり決定することに異議ありまふせんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号13番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号14番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 【番号14番】土地の所在は、芽室町栄4線外合計14筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積361,472㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めまふものです。

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります松久委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番(松久委員) 10番松久です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、農業に従事して13年以上経過しており、青年部活動や地域の役員も経験されているため、問題のない案件と思われまふ。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号14番について、ご意見・ご質問はありまふせんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で、質疑を終わります。ついで採決を行います。番号14番について、原案のとおり決定することに異議ありまふせんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号14番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号15番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 【番号15番】土地の所在は、芽室町北明西6線外合計38筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積344,119㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めまふものです。

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番(高橋委員) 13番高橋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、西士狩高台地区です。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借であり、問題のない案件と思われまふ。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号15番について、ご意見・ご質問はありま

せんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号15番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号15番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号16番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号16番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計50筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積268,650.50㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、美蔓地区です。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借であり、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号16番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号16番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号16番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町平和西15線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積78,902㎡です。

○議長（島部会長） 次に、島本あっせん委員長より経過について、説明をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。12月26日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、野澤委員、高橋委員、道下委員、横溝委員、そして私鳥本、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。番号1番について協議の結果、資金調達等に時間を要するため、あっせん不成立となり、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要となる事案と判断しました。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号85番から整理番号90番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号85番】土地の所在は、芽室町北伏古南6線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積15,376㎡を賃貸借するものです。

【整理番号86番】土地の所在は、芽室町東芽室南4線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積29,705㎡を賃貸借するものです。

【整理番号87番】土地の所在は、芽室町東芽室南4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積8,400㎡を賃貸借するものです。

【整理番号88番】土地の所在は、芽室町東芽室南6線、公簿・現況地目とも畑、面積29,789㎡を売買するものです。

【整理番号89番】土地の所在は、芽室町西土狩北8線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積27,438㎡を賃貸借するものです。

【整理番号90番】土地の所在は、芽室町新朝日外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積102,492㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号85番から整理番号90番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。はじめに、整理番号85番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号85番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号86番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号86番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号87番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号87番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号88番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号88番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号89番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号89番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号90番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号90番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第11 議案第5号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第5号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第5号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあったので審議を求める。

【番号1番】 土地の所在は、芽室町伏美23線外合計4筆、公簿地目は畑、合計面積は7,188㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町北明西8線、公簿地目は畑、面積は1,151㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、土屋現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。12月13日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、盛田委員、栗野委員、道下委員、そして私土屋、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番については「農地・採草放牧地以外」、一部「農地」、番号2番は「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番、番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第18回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（16時36分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6年 12月 26日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員